

25 経営第2547号
平成25年11月26日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 真一 殿

農林水産大臣 林 芳正

諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙1）について
- 2 家畜共済診療点数表の改定の考え方（別紙2）について
- 3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法（別紙3）について

家畜共済の共済掛金標準率の算定方式（案）

家畜共済の共済掛金標準率甲、共済掛金標準率乙及び共済掛金標準率丙は、次により算定することとし、平成26年4月1日以後に開始する共済掛金期間に係る家畜共済の共済関係から適用する。

1 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙

（1）料率地域（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第115条第2項の地域をいう。以下同じ。）

① 共済目的の種類（法第115条第1項の共済目的の種類をいう。以下同じ。）のうち乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚、一般肉豚及び特定肉豚については、共済目的の種類ごとの加入見込み頭数が安定的な保険母集団を確保するために必要な一定数を下らない範囲で、原則として、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）の区域若しくは被害発生態様の類似した複数の組合等の区域を併せた地域とする。ただし、組合等の区域の広域化（組合の合併等）等により、組合等の区域内の被害発生態様が異なることとなる等の場合は、当該組合等の区域を分けた地域とする。

② 共済目的の種類のうち乳用種雄牛、肉用種雄牛及び種雄馬については、全国の区域とする。

（2）基礎被害率（法第115条第2項の被害率をいう。以下同じ。）

共済目的の種類ごと、料率地域ごと並びに法第115条第1項第1号の死亡及び廃用（以下1において「死廃事故」という。）による損害又は同号の疾病及び傷害（以下1において「病傷事故」という。）による損害の別ごとに、直近3年間の実績金額被害率を基礎として必要に応じ修正を行ったものとする。

(3) 共済掛金標準率甲及び共済掛金標準率乙の算出方法

あらかじめ、共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故及び病傷事故の基礎被害率に対し家畜共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行った率（以下、それぞれ「死廃部分標準率」及び「病傷部分標準率」という。）を求めておき、次により算出することとする。

① 共済掛金標準率甲

次の率を合計した率とする。

ア 死廃部分標準率

イ 病傷部分標準率に甲乙比率（病傷事故に係る診療費に占める診療技術料等（法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）以外の費用の比率をいう。）を乗じて得られる率

② 共済掛金標準率乙

病傷部分標準率から①のイの率を差し引いて得られる率とする。

2 共済掛金標準率丙

(1) 料率地域

全国の区域とする。

(2) 基礎被害率

共済目的の種類ごと並びに法第115条第1項第3号の家畜異常事故に該当する死亡及び廃用（以下2において「死廃事故」という。）による損害又は当該家畜異常事故に該当する疾病（以下2において「疾病事故」という。）による損害の別ごとの直近20年間の実績金額被害率とする。

(3) 共済掛金標準率丙の算出方法

共済目的の種類ごと及び料率地域ごとに、死廃事故及び疾病事故のそれぞれの基礎被害率を合計したものを共済掛金標準率丙とする。

別紙2

家畜共済診療点数表の改定の考え方（案）

家畜共済診療点数表（農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第33条第1項及び第34条の3第1項の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定めた点数表をいう。以下同じ。）の改定の考え方は、以下のとおりとする。

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

診療に直接必要な医薬品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療用具等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第33条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業災害補償法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

4 家畜共済診療点数表の適用

改定後の家畜共済診療点数表は平成26年4月1日から適用する。

家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準
及び価格の算定方法（案）

家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第8手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、次の1及び2のとおりとし、平成26年4月1日から適用する。

1 収載できる医薬品の基準

- (1) 牛、馬又は種豚に対して、治療のために用いる医薬品であること。
- (2) 家畜共済診療点数表に、薬価基準表に基づく増点規定のある次の種別で使用される医薬品であること。
 - ① 薬治
 - ② 注射
 - ③ 投薬
 - ④ 耳洗浄
 - ⑤ 膀胱内薬剤注入
 - ⑥ 罂法(あんぽう)
 - ⑦ 塗布又は塗擦
 - ⑧ 気管内薬剤噴霧
 - ⑨ 子宮内薬剤挿入
 - ⑩ 乳房内薬剤注入
 - ⑪ 開胸
 - ⑫ 開腹
 - ⑬ 難産介助
 - ⑭ 胎盤停滞除去
 - ⑮ 麻酔術
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定による製造販売の承認を受けた医薬品であること。

(4) 次の医薬品は除外する。

- ① 畜主が自ら応用するのを常態とするもの
- ② 疾病予防薬及び寄生虫（原虫及び糸状虫を除く。）駆除薬
- ③ 同一薬効医薬品中著しく割高なもの
- ④ 主として小動物（犬、猫、鶏等）及び魚に対して用いる医薬品
- ⑤ 主として人に対して用いる医薬品
- ⑥ 薬事法第70条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が行う廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するための措置命令の対象となる医薬品であって、収載することが不適当と認められるもの

2 価格の算定方法

(1) 厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）に収載されている医薬品
当該薬価基準による薬価とする。

(2) (1) 以外の医薬品である既収載医薬品

- ① 「平成25年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（平成25年6月24日付け25経営第886号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果を基礎として、以下の算式により算定された価格を薬価とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載医薬品の診療施設における} \\ \text{薬価算定単位当たりの平均的購入価格} \\ (\text{税込購入価格の加重平均値}) \end{array} \right] + \text{調整幅}$$

調整幅：改定前薬価の2／100に相当する額

- ② ただし、次に掲げる医薬品については、当該各項目に掲げる価格を薬価とする。

i ①の算式による算定値が、購入価格の90%バルクライン価格^(※)の90／100に相当する額を下回る医薬品

購入価格の90%バルクライン価格の90／100に相当する価格とする。

(※) 90%バルクライン価格とは、医薬品調査の結果に基づいて、販売価格の安い方から順に並べて90%目に相当する量に対応する価格をいう。

ii ①の算式又はiによる算定値が改定前薬価を上回る医薬品改定前薬価とする。

iii 販売量が少ないとその他の理由により、医薬品調査によって実勢価格が把握できない医薬品

当該医薬品の改定前薬価に、当該医薬品の最類似薬の薬価改定前後の薬価の比率（改定前薬価に対する改定後薬価の割合）を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

(注1) ①の算式の平均的購入価格は同一の一般名及び薬価算定単位で統一した医薬品の購入価格の加重平均値とする。

(注2) 最類似薬とは、汎用規格^(※1)の類似薬^(※2)のうち、類似薬を定める際に勘案する事項からみて、類似性が最も高いものをいう。

(※1) 汎用規格とは、組成（有効成分又は有効成分の組合せ及びその配合割合をいう。以下同じ。）及び剤形が同一の類似薬の年間購入量（有効成分量を基に計算した年間購入量をいう。）を、規格別に見て、最もその合計量が多い規格をいう。

(※2) 類似薬とは、既収載医薬品のうち、次に掲げる事項からみて類似性があると認められるものをいう。

- ① 効能及び効果
- ② 薬理作用
- ③ 組成及び化学構造式
- ④ 投与形態、剤形及び用法
- ⑤ 使用禁止期間又は休薬期間

(3) 新規収載医薬品

- ① 組成、剤形及び規格が同一の既収載医薬品がある医薬品

当該既収載医薬品と同一の薬価とする。

② ①以外の医薬品

i 類似薬がある医薬品

最類似薬を比較薬とし、当該新規収載医薬品と類似する効能及び効果に係る比較薬の一日当たりの薬価とが同一となるように算定された、当該新規収載医薬品薬価算定単位当たりの額を薬価とする。

また、次のいずれかの要件を満たした場合は、当該薬価に1. 2を乗じて得た額に相当する価額を薬価とする。

イ 臨床上有用な新規の作用機序を有する場合

ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示された場合

ハ 当該新規収載医薬品により、その対象となる疾病及び傷害の治疗方法が類似薬によるよりも改善されることが客観的に示された場合

ニ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い獣医療上の有用性を有することが、客観的に示された場合

ii 類似薬がない医薬品

原価計算方式^(※)によって算定された価格を薬価とする。

(※) 原価計算方式とは、薬価算定単位当たりの製造販売に要する原価に、販売費、一般管理費、営業利益、流通経費及び消費税を加えた額を薬価とする算定方式をいう。